

【陸前高田市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	969	920	922	914	877
② 予備機を含む 整備上限台数	0	0	1060	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	922	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	922	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	0	138	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	138	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	14.9	0	0

確認事項

- ・ ①の児童生徒数は、市立小中学校（１０校）の児童生徒数の合計である。
- ・ 予備機については、国の補助金上限の１５％を最大で活用する。

（端末の整備・更新計画の考え方）

G I G A 第 1 期で整備した端末について、文部科学省が定める５年程度を経過したのちに更新を行うものである。

当市においては、令和 8 年度に端末整備を実施する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○基本的な方針

業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：１２０４台

○処分方法

- ・ 資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再資源化を委託：１２０４台

○処分方法

- ・ 処分業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 8 年 8 月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管

令和 8 年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和 9 年 1 月 再利用端末のデータ消去作業、再利用開始

